

## 第4回新型インフルエンザ等対策本部員会議

### 緊急事態宣言を受けた新型コロナウイルス感染症対策の高知市対処方針

4月16日に新型インフルエンザ等特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言が全都道府県に拡大され、本市では、法及び高知市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、市民の生命、健康及び生活を守るため、次のとおり取り組むことを決定しました。

#### 1 対象期間

令和2年4月17日から令和2年5月6日まで

#### 2 本市の基本方針

##### (1) 市民等への周知

- ① 不要不急の外出自粛の呼びかけ
- ② 公共施設の利用制限、イベント等の自粛
  - ・観光関連施設や文化施設等については、現行の4月26日までの休業を5月6日まで延長する。
  - ・日曜市の運営については、別途調整中。
  - ・公立・民間保育所等の運営については、4月20日から5月6日まで、原則、休園とする。ただし、保育の必要な方への保育の提供については実施する。
- ③ 市立学校等の休校
  - 現行の4月26日までの臨時休業の期間を5月6日まで延長する。

##### (2) 経済支援や生活支援

新型コロナウイルス感染症対策により影響を受ける市民、事業者等に対して、国や県の緊急経済対策に基づく施策と連携するなど、経済支援や生活支援について取り組む。

- ① 生活支援臨時給付金（仮称）
  - 人口1人あたり10万円の給付へ政策転換されたことに伴い、支給体制の準備を4月末日までに行う。
- ② 納税の猶予
  - 新型コロナウイルスの影響を受け（▲20%以上減少）た事業者については、市民税、固定資産税等の全ての市税に係る納税期間を、延滞税なしで1年間猶予する。

##### (3) 市の体制

###### ① 本市職員の勤務体制

新型コロナウイルスの対応部局や窓口部門などを除き、3割から4割程度の職員数について、勤務日等の調整を行う。